

「入場料等」徴収の有無チェックリスト

港区民センター・港近隣センターの施設使用料は、条例別表において「入場料その他これに類する料金（以下、「入場料等」）を徴収する場合」、割増料金（通常料金の 1.5 倍）となっています。「入場料等」の徴収の有無は、「会館使用時に金銭のやり取りがあるか」、「金銭のやり取りにより収益が上がるか」によって判断します。

① 金銭のやり取りについて

- 実費相当額を超える入場料や参加費を徴収する。
- 会館使用時に、物品や権利の販売、契約行為を行う。（チャリティ目的のバザー等は除く）
- 会館使用時に、有償サービスの提供を行う。
- 講師（指導者）自らが活動の主体として、指導料を徴収する（セミナー、教室）

→ 1つでも該当する場合は「**入場料等**」有り（**割増料金**）となります。

- 上記の4項目すべてについて該当しない → ②に進んでください。

② 収益が上がるかについて

- 入場料や参加費を徴収するが、実費相当である。
- 物品や権利の販売等を行うが、売却益を寄付する。（チャリティ目的のバザー等）

→ 1つでも該当する場合は、収支計画書等をご提出ください。

収益が上がらないことが確認できれば「**入場料等**」無し（**通常料金**）となります。

※収支計画書等をご提出いただけない場合は「**入場料等**」有り（**割増料金**）となります。

- 上記の2項目どちらにも該当しない → 「**入場料等**」無し（**通常料金**）となります。

（注意事項）

- ・ 通常料金支払い後であっても、ご利用までに「入場料等」有りに区分されることが判明した場合は、割増料金と通常料金の差額を請求いたします。
- ・ 収支計画書の様式に決まりはありません。チラシや案内ビラなどがあればあわせてご提出ください。
- ・ 収支計画書で確認させていただく内容
募集人数（参加予定人数）に基づき算定した入場料・参加費等の総額が、開催に直接要する経費（会場使用料、講師料、材料・教材費等、器材借上料、その他開催に当たり支出すべき費用）以下であるかどうか。
- ・ チャリティ目的で収益金を寄付される場合は、事前に、収益金の集め方や寄付の使い道をお知らせください。